

## 高齢者等世帯に対するごみ出し支援事業Q & A

### ●支援事業について

Q 1 : 高齢者等世帯に対するごみ出し支援事業とは何ですか。

A : 大分市が定期収集する家庭ごみを、所定のごみステーションに排出することが困難な高齢者等を対象に支援するため、ご自宅の玄関先等に出されたごみを直接収集にお伺いするものです。

Q 2 : サービスを受けることが出来る条件はありますか。

A : 世帯全員が次のいずれかに該当し、自ら所定のごみステーションまでごみを運ぶことが困難であり、親族等の協力を得る事ができない世帯

- (1) 65歳以上で、要介護1以上の認定を受け、訪問介護における生活援助を利用している方
- (2) 障害福祉サービス受給者証の交付を受け、居宅介護または重度訪問介護を利用している方
- (3) (1)、(2)に準ずる方で、市長が特に必要と認めた方

※親族、地域の方、ボランティア等によるごみ出しの協力が得られる場合は対象外となります。

### ●申請について

Q 3 : 申請方法について教えてください。

A : 「大分市高齢者等世帯に対するごみ出し支援事業利用申請書（様式第1号）」に記入の上、必要書類と併せて提出してください。

(提出先)

- ・清掃業務課、東部清掃事業所、西部清掃事業所、ごみ減量推進課、
- ・長寿福祉課、障害福祉課、鶴崎市民行政センター（東部保健福祉センター）  
植田市民行政センター（西部保健福祉センター）
- ・大南支所、大在支所、坂ノ市支所、佐賀関支所、野津原支所、明野支所の各支所

Q 4 : どのような書類が必要ですか。

「大分市高齢者等世帯に対するごみ出し支援事業利用申請書（様式第1号）」と、下記の書類が必要となります。

<関係書類> ※同居の場合、世帯全員分の添付が必要です。

●高齢者の場合 … サービス利用票（兼居宅サービス計画）の写し

●障がい者の場合 … 障害福祉サービス受給者証の写し

※その他、必要に応じて状況を確認できる書類の提出を求める事があります。

○申請書等を郵送する場合は、清掃業務課へ送付してください。

清掃業務課 〒870-0943 大分市大字片島 351 番地

TEL097-568-5763

FAX097-567-5860

Q 5 : 必要書類をなくしてしまいました。どこでもらうことが出来ますか。

A：サービス利用票（兼居宅サービス計画）については、ケアマネージャーさんが作成していますので、介護事業所に問い合わせてください。また、障害福祉サービス受給者証については、障害福祉課が担当課になりますので、再発行してもらってください。

**Q6：申請書はどこでもらえますか。**

A：清掃業務課、東部清掃事業所、西部清掃事業所、ごみ減量推進課、長寿福祉課、障害福祉課、鶴崎市民行政センター（東部保健福祉センター）植田市民行政センター（西部保健福祉センター）大南支所・大在支所・坂ノ市支所・佐賀関支所・野津原支所・明野支所の各支所で受け取れます。また、本市ホームページにおいても様式をダウンロードすることができます。

**Q7：本人以外の申請（代筆）は可能ですか。**

A：申請者本人が自筆できない場合は、親族や地域の方に記入してもらってください。また、担当のケアマネージャーやホームヘルパーによる記入も可です。

**Q8：申請書はいつ提出すれば良いですか。**

A：利用申請は、年間を通じて随時受け付けますので、利用条件に該当するようになった場合はいつでもご相談ください。

**Q9：申請から収集開始までどのくらいの期間がかかりますか。**

A：申請後、申請者本人、第三者（親族・地域の方・ケアマネージャー・ヘルパー等）、市職員の立会いのもと、排出容器等の設置場所や収集活動における安全性等（収集車走行の際の道路幅や転回スペース等）の現地調査を行います。利用決定後から約2～3週間程度で収集開始の予定としております。ただし、書類審査や現地調査の結果次第で収集開始が遅くなる場合があります。

※令和4年1～3月までの申請受付分については、事業開始の4月から順次、収集を開始します。

**Q10：申請の結果については知らせていただけますか。**

A：審査結果は、申請者又は代理人に直接、電話連絡をいたします。その後、利用可世帯については、「大分市高齢者等世帯ごみ出し支援事業実施可否決定通知書（様式第2号）」、「専用ごみ収集カレンダー」、「関係書類等」をご自宅にお届けします。また、利用否世帯については、「大分市高齢者等世帯ごみ出し支援事業実施可否決定通知書（様式第2号）」を送付させていただきます。なお、申請要件を満たしていても、収集作業における安全性（収集車走行の際の道路幅や転回スペース等）が確保できない場合は、サービスの利用ができないことがあります。

## ●収集について

Q11：収集方法について教えてください。

A：収集は週1回となりますが、ごみの出し方はこれまでとかわりません。ただし、ごみ収集カレンダーが専用のもとなりますので、収集日・収集品目を確認していただきください。

Q12：片付けをしてごみがたくさん出そうですが、どのようにすれば良いですか。

A：ごみ出し支援で収集するごみについては、あくまでも生活ごみの収集となりますので、片付け等で出た一時的多量ごみについては有料収集となりますので、担当の清掃事業所へ連絡してください。

Q13：具体的なごみの出し方を教えてください。

A：品目ごとに別々の袋で容器やネットに入れて出してください。

※ごみを入れる容器やネットは、利用者が用意してください。

<注意点>

- ・燃やせるごみ、燃やせないごみは指定有料袋で出してください。
- ・ごみは、専用カレンダーで収集日を確認し、朝8時30分までに出してください。
- ・収集日、収集時間の指定はできません。
- ・容器やネットの外に置かれたごみは収集いたしません。
- ・利用者以外のごみが混在しないようにしてください。
- ・容器やネットの清掃等管理を徹底し、周辺環境美化に配慮ください。
- ・ごみ袋が破れていたり、容器内でごみが散乱している場合は、収集できないことがあります。
- ・在宅医療で使用する透析用の袋やチューブ等については燃やせるごみで出せませんが、注射針は医療機関又は薬局へ持込んでください。

Q14：アパートの3階に住んでいるのですが、収集にきてもらえるのですか。

A：利用条件に該当していれば、アパートの3階でも玄関先まで収集にお伺いします。ただし、ごみを出す場所として通路やフロア等の共有スペースを使用する場合は、建物管理者等の許可（承諾書）を得て頂く必要があります。

Q15：マンションに住んでいますが、玄関先にはごみを出せないといわれました。その場合、サービスは受けられないのですか。

A：諸事情により、玄関先等がごみを出す場所として使用できない場合は、清掃業務課へご相談ください。

Q16：オートロックのマンションに住んでいますが、収集にきてもらうまでは病院にも行けません。何時頃にきていただけるのですか。

A：申し訳ありませんが、収集日や収集時間の指定はできません。車両のトラブルや交通

渋滞等がなければ、午前中に収集にお伺いする予定です。

**Q17：家の中まで収集に来ていただけるのですか。**

A：申し訳ありませんが、収集員が収集に伺うのは玄関先が基本となります。収集員は朝8時30分以降に収集のため訪問しますが、特にお声かけはいたしません。

**Q18：収集日にヘルパーが来ないので、前日からごみを出せますか。**

A：基本的には、収集日当日に出していただくようお願いします。ただし、当日にごみを出せない状況等がある場合は、容器に入れてごみを出すなど、カラス等に荒らされない対策や匂いが出ないように工夫をするなどの対応をお願いします。

**Q19：収集時に安否確認はしてもらえますか。**

A：申し訳ありませんが、原則、安否確認は行いません。ただし、利用者の異変等を発見した場合は、救急への通報や緊急連絡先への連絡を行います。

**Q20：古紙回収を自治会が行っている地区に住んでいるのですが。**

A：本市が行うごみ出し支援事業サービスは、ごみステーションに排出することが困難な高齢者等を対象に、ご自宅の玄関先等に出されたごみの収集にお伺いするものです。自治会が行っている古紙回収とは別なものとなりますので、ごみ出し支援専用の収集カレンダーで古紙回収の日程を確認して出してください。

### ●変更等について

**Q21：急に入院することになりましたが、手続きについて教えてください。**

A：まずは、清掃業務課に電話連絡をお願いします。その後、「大分市高齢者等世帯に対するごみ出し支援事業変更届（様式第3号）」を同課に提出してください。また、入院以外にも諸事情により決められた収集日にごみを出さないことが事前にわかっている場合も電話連絡の上、変更届を提出してください。

**Q22：退院（退所）したのでサービスを再開したいのですが。**

A：まずは、清掃業務課に電話連絡をお願いします。その後、「大分市高齢者等世帯に対するごみ出し支援事業変更届（様式第3号）」を同課に提出してください。

**Q23：市内で転居をしたのですが手続きを教えてください。**

A：転居した地域によっては、収集日が異なる場合もありますので、申請当初の内容に変更が生じた場合、早急に清掃業務課に電話連絡をお願いします。その後、「大分市高齢者等世帯に対するごみ出し支援事業変更届（様式第3号）」を同課へ提出してください。

**Q24：一度申請すれば、ずっと収集してもらえるのですか。**

A：中止等の申請がないかぎり継続して収集を行います。ただし、世帯員の要介護度区分等の変更や住環境の変化により、本サービスの利用条件に該当しなくなった場合、休止または中止となります。また、必要に応じ、ごみ出し支援事業サービスの実施に関し必要な事項について、関係機関に対し照会又は調査をすることがあります。

**Q25：転居等でサービスをやめる時は、どのような手続きが必要ですか。**

A：まずは、清掃業務課に電話連絡をお願いします。その後、「大分市高齢者等世帯に対するごみ出し支援事業変更届（様式第3号）」を同課に提出してください。